

令和7年度 第2回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：令和7年8月20日（水） 午後1時40分から午後2時23分

2. 開催場所：マナボーテ村上 2階大中会議室

3. 出席者：（※敬称略）

【出席委員】 吉田委員（東日本旅客鉄道株式会社新潟支社企画総務部経営戦略ユニットマネージャー 太田剛 代理出席）、

古田委員（新潟交通観光バス株式会社村上営業所長 松田英憲 代理出席）、

大滝委員（(株)瀬波タクシー常務取締役 高橋ムツ子 代理出席）、齊藤（和）委員、

若狭委員、松本（喜）委員（国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所事務対策官 名畠浩二 代理出席）、松本（剛）委員、須貝委員、小池委員、稻葉委員、

平野委員、菅原委員、坂上委員、川村委員、宮下委員、三浦委員、

大村委員（国土交通省北陸信越運輸局交通政策部主査 柏寿人 代理出席）、

嶋委員、齊藤（晴）委員、佐野委員、伴田委員、加藤委員、土谷委員、土田委員

小川委員

【欠席委員】 佐藤委員、小田委員、藤田委員、福間委員

【事務局】 須賀、山田、須貝、星、木村（向）（村上市企画戦略課）

木村（勝）（山北支所地域振興課）

4. 傍聴者：2人

5. 会議次第

1 開会

2 挨拶（会長）

3 報告事項

報告1 運賃等協議分科会協議結果（山北地域路線バス改定）

【資料No. 1】

報告2 新発田病院通院対応高速のりあいタクシ一周知

【資料No. 2】

4 議事

議題1 村上市地域公共交通計画改訂（案）

【資料No. 3】

議題2 令和7年度村上市地域公共交通計画別紙の変更（案）

【資料No. 4】

議題3 路線バス片道定期券

【資料No. 5】

議題4 山北地域自家用有償旅客運送事業「さんぽくん」運賃割引改訂（案）

【資料No. 6】

議題5 令和7年度第2次村上市地域公共交通計画策定のための実態調査等支援業務

【資料No. 7】

5 その他 山北徳新会病院による自家用有償旅客運送について

【資料No. 8】

6 閉会

6. 会議資料

No.	資料名	備考
1	次第	事前配布
2	出席名簿・資料一覧	当日配布
3	報告 1 運賃等協議分科会協議結果（山北路線バス運賃改定） 【資料No. 1】	事前配布
4	報告 2 新発田病院通院対応高速のりあいタクシー周知 【資料No. 2】	事前配布
5	議題 1 村上市地域公共交通計画改訂（案） 【資料No. 3】	事前配布
6	議題 2 令和7年度村上市地域公共交通計画別紙の変更（案） 【資料No. 4】	事前配布
7	議題 3 路線バス片道定期券（案） 【資料No. 5】	事前配布
8	議題 4 山北地域自家用有償旅客運送事業「さんぽくん」運賃割引改訂（案） 【資料No. 6】	事前配布
9	議題 5 令和7年度第2次村上市地域公共交通計画策定のための 実態調査等支援業務 【資料No. 7】	事前配布
10	その他 山北徳新会病院による自家用有償旅客運送について 【資料No. 8】	事前配布

議事次第

1 開 会

○山 田 事 務 局 長：それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度第2回村上市地域公共交通活性化協議会を開会いたします。

開会に当たり、本協議会の会長であります高橋邦芳村上市長からご挨拶申し上げます。

2 挨 拶 (会長)

○高 橋 会 長：改めまして、皆さん、こんにちは。佐野副会長をはじめ国、県、各機関並びに利用者の代表の皆様方を含めて協議会の委員の皆様方には極めて暑い中、また忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。

本日、第2回の活性化協議会を開催をさせていただきました。これまで皆様方からいただいた意見等を踏まえて、常に実際にサービスを提供しながら、その状況について、把握、検証しながら、しっかりと次の仕組みにつなげていく取組を進めてまいりました。今回も運賃改定部分についてのご報告をはじめ、今後の管内の交通状況につきまして、また皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら制度設計、またサービス提供に努めてまいりたいと思っております。

そうした中、せんだって8月6日からの大雨によりまして、この下越、県北エリアも少しダメージを受けました。その間に、鉄路、高速道路を含めて、また市道、県道を含めてでありますけれども、一部路線の冠水が見られて、一時的に通行が困難という状況になりました。速やかに解消していただくことができたわけでありますけれども、こうした常にある平時の道路ネットワークを含めたインフラ、これが一たび自然災害によって、それが利用が困難になるという状況、これは常に意識をしながら管内の道路ネットワーク、これを構築し、その上に乗せる公共交通機関、これをしっかりと運営をしていくということが重要だということをまた改めて皆様方と共有をさせていただきたいと思っている次第であります。

本日、報告事項、議事、ご提案させていただきましたので、よろしくお願ひをいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は何とぞよろしくお願ひをいたします。

○山 田 事 務 局 長：続きまして、次第3、報告事項に入る前に、委員の委嘱についてでございます。本協議会の任期は、協議会規約第7条の規定により2年間となっており、本年度は2年目の年でございますが、人事異動等により新たに委員になられた方に委員委嘱状を交付いたします。21番の新倉委員に替わりまして大村委員に委嘱させていただきます。委嘱状は机上配付させていただいておりますので、これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきますので、ご了承願います。

また、委員の皆様及び事務局員の紹介につきましては、本日配付いたしました協議会出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、本協議会の成立についてご報告いたします。本日の会議ですが、佐藤委員、小田委員、藤田委員、福間委員から欠席の旨連絡をいただいております。委員総数30名のうち26名の委員の出席をいただいておりますので、

本日の会議は協議会規約第11条第2項の規定により成立したことをご報告いたします。

それでは、報告事項に入ります。協議会規約第11条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、会長から議事の進行をお願いいたします。

3 報告事項

報告1 運賃等協議分科会協議結果（山北路線バス運賃改定）

○高 橋 会 長：それでは、しばらくの間よろしくお願ひをいたします。

また、新たに委員にご委嘱を申し上げました皆様方におかれましては、この協議会の運営に格段のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

それでは、報告事項の1点目からお願ひしたいと思いますが、運賃等協議分科会の協議結果につきまして、内容につきましては山北路線バス運賃改定ということであります。まず、事務局から報告をお願いします。

○事 務 局：事務局の須貝です。着座にて説明させていただきます。

本件につきましては、前回の第1回会議でご報告させていただいておりますが、本日、先ほど運賃協議分科会を開催し、審議を行いましたので、その結果をご報告いたします。

審議の内容は、山北路線バスの運賃改定並びに乗り継ぎ券及び学割の廃止でございます。詳細につきましては、前回ご報告済みですので省略させていただきます。

まず、審議に先立ち、7月25日から8月1日まで市民の皆様からご意見を伺いましたが、ご意見はございませんでした。また、分科会では学割及び乗り継ぎ券の利用状況についての質問があり、学割については令和7年度で定期券での利用がなくなり、ほぼ利用がなくなった。また、乗り継ぎ券については過去1年で1件、直近半年では利用がないことを報告しております。これらのこと踏まえてお諮りしたところ、特に異論はなく、ご承認をいただいたところでございます。

なお、新しい運賃の適用時期は12月1日を予定しており、これは山北徳新会病院による自家用有償旅客運送の開始時期などに合わせるものでございます。以上でございます。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。ただいまの報告の1につきまして、皆様方からご質疑、ご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

報告2 新発田病院通院対応高速のりあいタクシー周知

○高 橋 会 長：続きまして、報告の2点目であります新発田病院の通院対応高速のりあいタクシーの周知についてということで、まず事務局から内容について報告をお願いします。

○事 務 局：企画戦略課、星と申します。私のほうから報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料ナンバー2をご覧ください。報告事項2、新発田病院通院対応高速のり

あいタクシー周知についてですが、概要については、第1回協議会で報告させていただいておりますので、省略させていただきます。

資料については、チラシの案となっております。9月中旬頃に関係各所へ配布する予定となっております。あわせて、9月1日号の市報へ詳細を掲載いたします。また、市のホームページやSNSを使用して周知してまいります。報告2については以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。ただいまの報告の2につきまして、皆様方からご意見、ご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：それでは、9月にまた改めて周知をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

4 議 事

議題1 村上市地域公共交通計画改訂（案）

○高 橋 会 長：それでは、次に次第の4、議事に移らさせていただきますが、本日議題としては5つ予定をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

まず、議題の1点目、村上市公共交通計画改訂の案につきまして事務局から内容について、改訂案についての説明をお願いします。

○事 務 局：資料ナンバー3をご覧ください。議題1、村上市地域公共交通計画改訂（案）でございます。本件につきましては、これも前回第1回会議で一度ご承認をいただいているところでありますが、改めてご審議をお願いするものです。改定内容は、計画期間の延長とフィーダー系統補助対象路線の変更の2点です。計画期間の延長は、資料2ページ及び6から9ページに、補助対象路線の変更は3から5ページに記載のとおりでございますので、詳細説明は省略させていただきます。

また、7月29日から8月18日までの間、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。以上を踏まえ、本件につきましては原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

○高 橋 会 長：ご苦労さまでした。ただいまの件につきまして、皆様方からご質問、またご意見ございますでしょうか。それでは、よろしゅうございますね。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：それでは、ただいまの議題1点目につきましては、提案を差し上げましたとおり、承認するということで決定させていただいてよろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

議題2 令和7年度村上市地域公共交通計画別紙の変更（案）

○高 橋 会 長：続きまして、議題の2点目であります令和7年度村上市地域公共交通計画別紙の変更の案につきまして、まず事務局から説明をお願いします。

○事 務 局：資料ナンバー4をご覧ください。議題2、令和7年度村上市地域公共交通計画別紙の変更（案）でございます。令和7年4月のバスダイヤ改正に伴い、地域内フィーダー系統の補助対象路線に変更が生じましたので、修正及び変更申請を行わせていただくものです。

変更点は2点ございます。1点目は、これまで3系統で運行していました岩船巡回を2系統に集約した点、2点目は、まちなか循環の終点を営業所から村上駅に変更した点でございます。

なお、いずれも運行便数の変更ではなく、利用者の分かりやすさを高めることを目的としたものでございます。

以上、この内容で変更届出を提出いたしますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。まちなか循環の終点の変更と系統の便数の変更ということです。ただいまの件につきまして皆様方からご発言、ご質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。当該エリア該当の方もよろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：ありがとうございます。それでは、特にご発言ないようありますので、議題2につきましては、ただいま提案申し上げましたとおりご承認いただくことでよろしゅうございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

議題3 路線バス片道定期券の導入（案）

○高 橋 会 長：次に、議題の3点目、路線バス片道定期券の導入の案につきまして、まず事務局から説明をお願いします。

○事 務 局：それでは、資料ナンバー5をご覧ください。議題3、路線バス片道定期券の導入（案）についてです。1、目的としまして、令和6年10月からのバス路線再編に伴い、路線の変更や減便、時刻の見直しを行いましたが、一部の利用者から、「毎日は利用しないが、片道だけバスを使いたい」、「帰りの時間が合わないため、行きだけ利用したい」などのご意見が寄せられています。こうしたニーズに対応し、利用者の利便性を高めるため、往復定期券の半額でご利用いただける片道定期券を導入するものです。

2、内容としまして、（1）、片道定期券の種類ですが、通常の往復定期券をベースに、料金は半額となります。ただし、乗車するバス停を指定していただき、片道定期券であることが明確に判断できるように定期券に表示いたします。サンプルイメージは、右下に記載してあるとおりです。現在調整中ですので、少し変更があるかもしれないですが、今のところ、こちらで調整しているところです。

（2）、販売開始時期は令和7年10月1日からです。

（3）、販売場所につきましては、新潟交通観光バス株式会社村上営業所です。

（4）、周知方法については、記載のとおりとなっております。私からの説明は以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。「毎日は利用しないが、片道だけバスを使いたい」、「帰りの時間が合わないため、行きだけ利用したい」と、これまたニーズに丁寧にお応えをしたいということの制度変更であります。ただいまの件につきまして皆様方からご質問、ご意見ございますでしょうか。佐野副会長、ど

うぞ。

○佐 野 副 会 長：周知方法なんですけども、この2つに加えてバスの車内でもやっていただくことはいいかと思いました。

○高 橋 会 長：ありがとうございます。そのように調整してください。ありがとうございます。

ほかの皆様方からございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：それでは、特にほかのご意見ございませんので、議題の3点目につきましては、ただいまの提案申し上げました内容で承認することによろしゅうございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

議題4 山北地域自家用有償旅客運送事業「さんぽくん」運賃割引改定（案）

○高 橋 会 長：続きまして、議題の4点目についてであります。山北地域の自家用有償旅客運送事業「さんぽくん」の運賃割引改定の案につきまして、事務局から内容について説明をお願いします。

○事 務 局：皆さん、お疲れさまです。山北支所自治振興室の木村です。着座にて説明させていただきます。

資料ナンバー6をご覧ください。山北地域で運行しております自家用有償旅客運送事業、さんぽくんの運賃割引改定についてご説明いたします。公共交通における運賃割引制度をある程度統一するため、村上市内で運行しているのりあいタクシーに合わせて改定するものです。

2の改定内容ですけれども、黒の太字の部分が改定するものになります。小学生は無料だったものを半額に改定、学生の割引を廃止し、一般と同一料金にします。

3、今後のスケジュールですけれども、本日ご承認いただいた後、12月1日から改定する予定でございます。説明は以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。そこに記載のあとおり、公共交通における取扱いを統一するという視点での制度変更になるわけでありますが、現在無料のものを半額、今半額のものを通常料金という形の改定であります。今の件につきまして、皆様方からご意見、またご質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：特にご発言ないようでございますので、それではただいま提案申し上げました議題の4点目、さんぽくんの運賃割引の改定の案につきましては、以上の提案のとおりとさせていただくことでよろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいをさせていただきたいと思っております。

議題5 令和7年度第2次村上市地域公共交通計画策定のための実態調査等支援業務

○高 橋 会 長：続きまして、議題の5点目、令和7年度第2次村上市地域公共交通計画策定のための実態調査等支援業務について、内容の説明をまず事務局からお願

いたします。

○事務局：資料ナンバー7をご覧ください。議題5、令和7年度第2次村上市地域公共交通計画策定のための実態調査等支援業務についてでございます。本業務は、現行の村上市地域公共交通計画が令和8年度で計画期間を終えることから、次期計画の策定に備えて実施するものです。国の都市政策や交通政策に加え、令和9年度から始まる第4次村上市総合計画並びに村上市立地適正化計画との整合を図りながら、第2次村上市地域公共交通計画の策定に必要となる基礎資料を得ることを目的としています。そのために、地域の実情や交通上の課題を把握するための実態調査を行うものです。

受託事業者の選定でございますが、本業務の受託者は、公募型プロポーザルにより、3事業者の応募の中からエヌシーイー株式会社を受託者として選定し、契約し、現在作業を進めているところです。

1枚めくっていただきて、実施項目及び実施手順です。本業務では、1、現況分析、2、住民の利用状況やニーズ調査、3、交通事業者へのヒアリング、4、第2次計画の方向性の提案の4項目について実施いたします。手順としては、まず現況分析と住民調査を行い、その結果を踏まえて大まかな方向性をまとめます。次に、その方向性について交通事業者や住民のヒアリングを行い、実現可能性を検討します。その上で、第2次計画に向けた方向性を取りまとめるという流れとなっております。

続きまして、3ページ目、地域公共交通計画策定のスケジュールです。本業務では、検討、整理した内容については適宜、活性化協議会に諮りながら進めてまいります。本日は、まず第2次計画の策定方針についてご協議をお願いしているところでございます。続いて、9月にはアンケート内容についてご協議いただきます。この前段では、アンケートの素案を皆様に見ていただきまして、ご意見を賜りたいと思っています。その上でアンケート調査を実施し、来年2月には本業務の成果と第2次計画の方向性について協議させていただく予定でございます。

1枚めくっていただきまして、5、住民の利用状況及びニーズ把握調査です。本業務では、市民アンケート、高校生等アンケート、利用者アンケート、住民ヒアリングの各調査を実施いたします。市民の移動実態や課題把握のほか、施策等の実現性、また令和6年10月以降のバス路線再編を含めた現行計画の評価を行うものです。実施の概要としては、対象者は18歳以上の村上市民で、こちらは無作為抽出していきます。調査方法は郵送で検討しております。対象となる地区につきましては、村上市を13地区に分けて行うものとしておりまして、配布数は合計で3,250部です。各13地区から100票の回答を得たいと考えております。まず250票を配布し、100票を回収したいということで回収率は40%を想定しているところです。主な設問内容は、目的別外出状況、それから公共交通を利用する場面、再編後の交通内容に関する評価、また将来の移動手段について、それから改善要望等をお聞きしたいと考えております。実施時期は、10月頃を予定してございます。

6ページ目をご覧ください。次に、高校生等アンケートの調査です。通学や部活動、また高校生独自の移動実態や課題把握、それから高校生に乗ってもらうための可能性を探るため行うものです。対象者は、村上市内の高校に通

う生徒、全生徒です。村上高校、桜ヶ丘高校、荒川高校、村上中等教育学校の4校を想定してございます。こちらについては、QRコードを読み取って回答する方法を予定しております。回収方法は、ウェブですのでインターネット経由で行います。配布数は全生徒対象として、まず350部用意しております。主な設問内容は、通学時の移動状況、課外活動時の移動状況、交通手段の選択理由や再編後の交通内容についての評価、また改善要望等をお聞きしたいと思っています。こちらも10月頃を実施予定としております。

次に、利用者アンケート調査です。市民アンケート調査だけでは、実際に公共交通を利用している方の回答が少ないと想われるため、また村上市外へ通学している高校生に聞き取る場面を設けるため、実施いたします。対象者としては、実際鉄道、コミュニティバス、のりあいタクシー、自家用有償旅客運送の利用者を対象としています。配布方法は、直接利用している方に配布する方法を想定しており、配布場所としては村上駅、坂町駅、府屋駅、それから村上総合病院前などで受託事業者の配布による直接配布を予定しております。また、のりあいタクシーや自家用有償については、ドライバーによる直接配布を予定しております。主な内容は、市民アンケートや高校生等のアンケートをベースに、公共交通利用者特有の移動特性、課題について把握したいと思っています。実施時期は、10月頃を予定しております。

次に、住民ヒアリング調査です。市民アンケート調査の分析結果を基に、移動手段の選択肢が少ないと考えられる地域を選定した上で、改善要望などをヒアリングしたいと思っています。対象地域は、荒川、朝日、山北から3集落程度を想定しております。設問内容は、公共交通の必要性や最低限の移動レベル、それから居住地域における公共交通の利便性、また改善要望等を聞き取りしたいと思っております。実施時期は、アンケート調査の結果を取りまとめ、分析した後で行いたいと考えております。

6番目、交通事業者ヒアリング調査です。公共交通の現状、課題を地域及び地区別に把握するとともに、施策に対する意見、また実現可能性を把握することを目的として実施したいと思っています。対象事業者は、交通事業者、鉄道1社、乗合バス1社、タクシー4社、またNPO法人1社、病院1社を想定しております。また、必要に応じて貸切バス事業者等、上記事業者以外も対象としたいと考えております。設問内容としては事業者の概要、運行内容に対する意見、事業連携の可能性、休日のコミュニティバス運行の必要性、地域公共交通計画の方向性に対する意見などを聞き取りしたいと思っています。これも実施時期ですが、アンケート調査の結果を取りまとめて方向性を検討した後、行いたいと考えています。

7番目、その他関係者ヒアリングです。村上市内を運行する栗島浦村乗合タクシー、また生徒、学生の課外活動における移動手段の確保などの実態調査を行うため、栗島浦村地域公共交通協議会や村上市学校教育課など関係機関に対し、必要に応じてヒアリング調査を実施したいと考えております。

8番目、その他。国勢調査のデータを活用し、村上市総合計画や立地適正化計画、また本業務と並行して策定予定のため、これらの内容と調整を図りながら策定を進めたいと考えております。説明は以上です。

○高 橋 会 長：ご苦労さまでした。

第2次村上市地域公共交通計画って、計画期間はいつからいつまでか。

○事務局：9年から令和13年の5年間を予定しております。

○高橋会長：そうすると、その間に高校の再編があるので、その辺も踏まえて、あと冒頭目的のところに記載させていただきましたけれども、第4次の村上市総合計画、これがスタートをしますし、今現在進めている村上市立地適正化計画、これ地域エリアごとに公共交通サービスを含めた、インフラも含めた形での適正化を図るという計画を進めています。そこに道路ネットワーク、公共交通機関の網がすとんとかぶるというような形になるので、その辺のところも委員の皆さんにその都度、どんなイメージになっていくのかというのも併せて提案をさせていただきたいと思っております。そうしたいろいろな施策がかぶる中で、道路ネットワークの上に乗つかって公共交通がどう動いていくのか、市民の皆さん、また訪れる方、また外に出る方々がどういうふうな形でそのものを利用していくのかという非常に重要な視点を持った計画になると思いますので、そのところはまたよろしくお願ひしたいと思います。
今後また幾つかこういった平場の意見を吸い上げる形のアンケート調査をさせていただきますので、それを踏まえて、また皆様方からいろいろご意見いただきたいと思っております。ただいまご説明申し上げました議題の5につきまして、皆様方から特にご発言、ありますでしょうか。佐野副会長、どうぞお願ひします。

○佐野副会長：7分の4の市民アンケート調査なんですけども、対象者が18歳以上の村上市民ということでもいいとは思うんですけども、やはり知りたいのは割と高齢の方だと思います。検討していただくのは、例えば世帯に送って、その中の構成を聞くとか、あとその中で割とお年寄りの、年齢の高い人の行動を聞くとかのほうが、その調査の目的にもよると思うんですけども、合目的になる可能性があると思います。それから、どこからどこに行っているかというのを知りたいんでしたら、国勢調査のデータとか、そういったほかのデータを併用することによって、どこからどこにどういうふうに動いているかみたいなのが少しほは分かると思いますので、少しその辺を検討して、個人に充てるのがいいのか、世帯に充てるのがいいのか、いろいろ検討いただければと思います。

○高橋会長：その辺事務局、配慮するようにお願いします。

佐野副会長からいいご指摘いただいたと思ったんですけど、現在村上市は令和12年度まで後期高齢者以上の方々が増えていきます。令和12年までいくと、令和12年から若干これが下降をたどるという形になるんで、ある意味第2次の計画期間とかぶる形のところというのが後期高齢者の皆さん方の足の確保、それこそ免許返納していただいた方々の足の確保も含めてということになると思いますけど、またいい視点だと思いました。その辺、その世代を対象にした調査というのも少し視野に入れてもらうといいかと思いました。よろしくお願ひします。

ほかに皆様方からご意見は。どうぞ。

○加藤委員：山北の加藤です。よろしくお願ひします。

今の意見に反論するわけではないんですけども、一つの世帯にアンケートですといって渡すと、その世帯によっては世帯主がみんな適当に書いてしまっ

て、若い人たちの意見は反映されないというのが結構あるんです。ですから、個人特定でやると、意見とかも個々で、誰が出したか分からぬような形で返信してもらうと、個々の意見も聞けるのでいいかと思うんで、その辺難しいと思うんですけども、その辺も配慮していただきたいです。

○高 橋 会 長：当然です。私申し上げたのは、後期高齢者の人口が増えるんで、その部分の世代意識の確保のために別な仕組み、佐野副会長がおっしゃったのも含めてありますけども、配慮をした形の実態調査をしてくれということで、それ指示をさせていただきたいということで申し上げましたので、その辺は大丈夫だと思います。

○加 藤 委 員：もう一つなんですが、自家用有償を山北でやっていますけれども、今団塊の人たちが免許を返納すると、すぐ翌日から交通難民になるわけです。逆に利用する立場になるということで、例えば70代に入ったぐらいの人ですか、あと「何歳ぐらいで免許返納されますか」というのも加えていただければありがたいと。利用される可能性がある人たちがある程度予測はできるんじやないかと思うんで、そういう項目をつけていただければと思いますので、お願ひします。

○高 橋 会 長：事務局、いいですか。

○事 務 局：質問内容を検討させていただきます。

○高 橋 会 長：よろしくお願ひします。ほかにご発言ございませんでしょうか。特によろしゅうございますか。

○坂 上 委 員：村上高校の坂上と申します。PTA会長を務めております。市民アンケート調査が郵送、ウェブ回収の併用となっていますけど、これは市のホームページとかを見ると、QRコードとかもありますよね。もしでしたら、佐野副会長とか、先ほど質問された方の意見も反映させて、郵送料とか紙代もかかるので、そういうウェブ回収を検討されてはいかがでしょうか。
また、村上高校と中等教育学校が合併するに当たり、まだ現在何も決まっていないんですけども、校舎は村上高校で決まっている形なんですが、また形態が変わっていくので、それで徐々に皆さんのお意見をこちらも聞きながら進めたいと思います。ありがとうございました。

○高 橋 会 長：いいご提案ありがとうございます。郵送、ウェブ両建てでということなんですが、対象の方がウェブをなかなか活用できないという方もいらっしゃるという想定の下だと承知しておりますので、今のご意見を踏まえて、よりICT化、DXが進むような形で検討させていただきたいと思っております。

高校生のところはみんなQRコードになっているので、今現役世代の方がスマートフォンなどを使っていただいて、今ちょうど今年、うちの地域おこし協力隊で一人、DX担当の方が配置され、着任されました。その方は携帯電話業界にいた方でいろいろな形でデジタルディバイド、要するに使いにくくの方々に対する支援を行っていますので、そんなところも含めていろいろなチャネルでその辺、また広報していきたいと思いますので、再検討させていただきます。ありがとうございます。

ほかにご発言ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：特にないようでございますので、それでは議題の5点目ですが、実態調査等の支援業務につきましては、以上提案のとおり、また皆様方からいただいたご意見を踏まえて、少しバージョンアップさせていただきながら決めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：それでは、そのように進めさせていただきたいと思っております。本日ご提案申し上げました議事につきましては以上のとおりであります。

5 その他

○高 橋 会 長：次に、その他に移らさせていただきますが、1点、事務局から用意をしておりますので、山北徳新会病院による自家用有償旅客運送について、この説明をお願いします。

○事 務 局：それでは、資料ナンバー8をご覧ください。山北徳新会病院による自家用有償旅客運送についてご説明いたします。

前回第1回目の活性化協議会で途中経過報告をさせていただきましたけれども、路線バスである雷～勝木線の代替として、山北徳新会病院の外来送迎バスを活用した自家用有償旅客運送、こちら交通空白地有償運送なんですが、これを行うべく協議調整を現在進めているところでございます。令和7年5月には、徳洲会グループ本部に事業の承認をいただき、その後、医療法人徳新会の本部のある三重県と協議に入りました。しかし、今回の自家用有償旅客運送が医療法上の医療法人が行うことのできる附帯業務に該当するかなどの協議調整が思うように進んでいない状況です。このため、当初10月1日の運行開始を予定しておりましたけれども、2か月先送りしまして、12月1日から運行を開始したいと考えております。

スケジュールは記載のとおりですけれども、9月中旬までに事業の実施体制を決定しまして、9月下旬から10月上旬に活性化協議会でご承認をいただきたいと思っております。なお、この活性化協議会は書面決議を予定しております。活性化協議会で承認後、12月1日から運行を開始したいと考えております。説明は以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。これ12月1日運行開始（予定）ということは、それは実現可能だということですか。前に聞いたときに、医療法に規定されている以外の業務について医療法人が実施することは困難ではないかという話であったということなんだけど、そこはクリアできましたか。

○事 務 局：もう少し詳しく説明させていただきます。

最初に、国土交通省の定める道路運送法施行規則では、自家用有償旅客運送の運行主体として医療法人も明記されています。運輸支局にも確認しましたところ、今回のように医療法人が交通空白地有償運送を行うことは、道路運送法上は問題ないということの回答でした。

それを受け、医療法人徳新会として自家用有償を行うため、定款の変更等が必要かどうか、本部のある三重県に問合せをしておりました。厚生労働省が示している資料によりますと、医療法上の附帯業務として自家用有償旅客運送を挙げているものの、路線バスのように病院利用者でない一般住民の方が利用者となることに対して少し疑義があるようで、現在もその回答をいただいていないような状況です。これらのことから、医療法人徳新会で行うこ

とができない場合は、一般社団法人徳洲会が自家用有償運送の登録をして行えないか、ちょっと並行して調整をしているところです。明日、私が上京しまして、徳新会本部の役員の方々と打合せをしてくる予定であります。

○高 橋 会 長：ということは、徳洲会グループのほうでわざわざ、法人を立ち上げていただいて、その業務としてやっていただくことのお願いというのは、徳洲会のほうでは、それは了承しているということですか。

○事 務 局：本部自体は、最初から医療法人が行えないようであれば、一般社団法人のほうで行なうことも視野に入れています。ちなみに、今、山北徳新会病院がありますけれども、医療法人とは別に一般社団法人が売店の運営などを当病院内でしております。

○高 橋 会 長：徳洲会グループさんは、本当に山北エリアにわざわざ病院を新築していただいたときのあの理念をそのまま継続していただいている、本当にありがとうございます。その形でいけばいいんですけども、ただこれってうちのケースだけで、厚生労働省の医療法上の規制緩和の部分、内閣府に対する地方分権提言の、その作業は進めていますか。

○事 務 局：それについては、この後提案させていただきますし、そのほかにもその分野の会議に出席されているN P O 法人の方、ここでは詳しく申し上げませんが、別ルートでも働きかけを行なっているところです。
ただ、厚生労働省からは、医療法人のできる内容について見直してほしいという質問はしているんですけども、書面でも回答をいただいているという状況ですので、引き続きその辺の見直しは行なうだけれど、様々な方面からお願いしていきたいと考えています。

○高 橋 会 長：今、後段のほうで話したのは、実は全国各地域でいろいろなケースがあるので、医療法を盾に取られて、医療機関でこの仕事をしちゃ駄目でしょうって言われると、うちみたいなところってなかなか大変なんです。ですから、今まで徳新会さんは、自分のところの友の会の皆さんを何か旅客輸送して、これは問題ないわけですよ、その医療機関にかかっている方あります。そこに別な人を乗せるとどうなのという話、それは医療法上認められませんという話から、一つのハードルをクリアする手段として、今ある法律の規制緩和、これを今内閣府にうちのほうから提案をさせていただきながら、そこが規制緩和できれば、今回のケースについてもそのままできると。そして、村上、このエリアだけでなく、全国いろいろなところでこういうケースがあると思いますので、そんなところを今国に働きをかけているということですの、そのところもご承知おきをいただきたいと思っております。それでは、12月1日に向けてしっかりと取り組んでまいりましょう。よろしくお願ひします。

事務局からの点は以上でしょうか。それでは、せっかくの機会でございますので、皆様方からこの際、ご発言ありましたらいただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高 橋 会 長：ありがとうございました。それでは、これで任務を解かせていただきます。ご協力に感謝を申し上げたいと思っております。大変どうもありがとうございました。

○山 田 事 務 局 長：委員の皆様、ご審議ありがとうございました。

最後に、閉会の挨拶を佐野副会長よりお願ひいたします。

6 閉 会（副会長）

○佐 野 副 会 長：長岡技術科学大学の佐野でございます。本日はお暑い中お集まりいただき、活発な議論をしていただきありがとうございました。

村上市、本日の議題の3番にありましたけど、路線バスの片道定期の導入とかあんまり全国でも例を見ないような取組をいろいろやられていて、何か非常に意欲的だというふうに感じております。

また、最後の自家用有償旅客運送についても、いろいろ厚労省などと協議して、できることをやるんじゃなくて、できないこともやられようとして、非常に心強いと思います。引き続き頑張っていただければと思います。

あと議題5で、地域公共交通計画策定の実態調査等もありますので、それを踏まえて案が出てくると思いますので、またその際は皆さん方で議論していただければと思います。以上で挨拶を終わらせていただきます。

○山 田 事 務 局 長：ありがとうございました。以上をもちまして令和7年度第2回村上市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。なお、次回は9月末の開催を予定しております。引き続きよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

（午後 2：23 終了）